

介護保険料の納付にご協力を

平成20年度介護保険料のお知らせや納付書を6月中旬に郵送します。その詳細についてお知らせします。

表①.あなたの介護保険料は？

段階	対象者	保険料率 (基準額は 3,880円)	保険料額 (年額)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金を受給していて、世帯全員が非課税の人	基準額 × 0.4	18,620円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額 × 0.5	23,280円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第1段階および第2段階に該当しない人	基準額 × 0.7	32,590円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	基準額 × 1	46,560円
第5段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額 × 1.25	58,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.5	69,840円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.65	76,820円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額 × 1.8	83,800円

65歳以上の人 (第1被保険者)

平成20年度の介護保険料基準月額額は3,880円となっています。65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料額は、市の介護保険の運営にかかる費用の総額のうち、第1号被保険者が負担する割合に応じて決まります。

また、保険料額は、所得に応じた段階で決まります。ご自分の介護保険料がいくらになるかは、左の表を参考にしてください。保険料の支払方法は下の表のとおりです。

保険料額のお知らせや納付書などを6月中旬に郵送し、皆さんの保険料の支払方法についても、案内します。

税制改正(65歳以上の人に対する非課税措置の廃止)に伴い、住民税非課税から住民税課税になる人やその世帯に属する人に対しては、激変緩和措置があります。

表②.保険料の支払方法

	特別徴収(年金天引き)	普通徴収(納付書または口座振替)
対象者	年金受給額が年額18万円以上の人 (年金の種類等によっては天引きされない場合があります。)	年金受給額が年額18万円未満の人 年金受給額が年額18万円以上の人で下記に該当する場合 ・年度の途中で65歳になった人 ・年度の途中で転入した人 ・年度初め(4月1日)の時点で年金を受け取っていない人
納付方法	年金の定期払い(年6回)の際に介護保険料が差し引かれます。	市が送付する納付書で保険料を納めていただきます。 口座振替も利用できます。
納期など	4,6,8月 = 前年度2月分の保険料額で納付します(仮徴収)。 10,12,2月 = 前年の所得をもとに年間の保険料を算出し、そこから4,6,8月の保険料を除いた金額を10,12,2月に振り分けた額を納付します(本徴収)。	6月から翌年3月までの毎月末が納期限です(年10回)。 また、納付書の場合、一括して納めることもできます。

例 Aさん(70歳)19年中の収入は年金(300万円)のみ...年金所得(180万円)で本人が住民税課税。第5段階に該当。
年間の介護保険料 = 基準額(3,880円) × 1.25(保険料率) × 12ヵ月 = 58,200円
あくまで一例ですので、個人の事情によって異なる場合があります。詳しくは介護保険のお知らせや納付書でご確認ください。

40歳から64歳までの人 (第2被保険者)

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料額は、国民健康保険や健康保険組合など、その人が加入している医療保険の算定方法に基づき決められ、医療保険の保険料と併せて納めます。

財源の半分は保険料

介護保険は、国や自治体の負担金と、40歳以上の人(第2号被保険者)が納める保険料で賄われています(公費50%、保険料50% + 介護サービスの利用者負担)。皆さんが納める保険料が、介護保険の大切な財源となっており、各種介護サービスの費用に充てられていますので、必ず納めてください。介護が必要になったときの備えとして、また介護が必要になった人が自立した日常生活を送れるよう、介護を社会全体で支えていく介護保険制度へのご理解とご協力をお願いします。

●問合先 いきいき長寿課